

令和4年(2022年)12月12日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 意見書の取扱いについて
- 2 所管事項継続調査について
- 3 本会議の運営について
  - 議事日程(別紙1)
  - 議事の順序(別紙2)
- 4 地方都市行政視察について
- 5 その他
  - (1) 令和5年第1回定例会の日程について
  - (2) 令和5年第2回定例会の日程について
  - (3) その他

# 資料 1

令和 4 年(2022年) 1 2 月 1 2 日  
議 会 運 営 委 員 会 資 料

## 意見書の取扱いについて

- 生活保護基準の引き上げを求める意見書
- 最低賃金再改定の手立てを取るよう求める意見書
- 世界平和統一家庭連合及び関連団体と政府及び政治家との関係についての全容解明をを求める意見書

## 生活保護基準の引き上げを求める意見書（案）

急激な物価高騰が国民の暮らしを直撃し、所得の低い人ほど深刻な影響を受けています。とりわけ生活保護を利用する人たちは2013年からの生活保護基準引き下げなどによって、苦しい生活を強いられています。東京都区部の10月の消費者物価指数は前年同月比で電気代は26.9%、都市ガス代は29.3%の上昇となり、全体では3.4%も上昇しています。

2013年からの生活保護基準引き下げについては、政府決定を違法とする司法判断が相次いでいます。10月19日の横浜地裁判決は、客観的な統計を見れば引き下げに根拠はなく、専門家の検討も経ていないと批判しました。これまでの判決と合わせ、4地裁が引き下げを違法との判断を示しました。こうした判決を受け止め、国は基準を直ちに元に戻すことが求められています。

生活保護基準は、小中学生の就学援助や個人住民税の非課税限度額の算定や保育料の減免など約40の制度の基準にも連動しています。引き上げは国民のさまざまな分野で貧困対策の土台を強めることにもつながります。

激しい物価高騰が続いた1973～74年には、生活保護基準引き上げなどの特別措置が6回行われています。40年ぶりの物価高騰に見舞われている今こそ、こうした措置が検討されるべきです。

よって、中野区議会は、政府に対し、生活保護基準の引き上げを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

内閣官房長官

中野区議会議長名

## 最低賃金再改定の手立てを取るよう求める意見書（案）

物価高騰とそれによる国民生活の悪化が深刻になっています。今年 of 東京都の最低賃金は31円（3.3%）引き上げられたものの、10月の東京都区部消費者物価指数が前年比3.4%の上昇となり、最低賃金の引き上げを上回って高騰しています。

最低賃金の引き上げを求める市民団体は11月18日、厚生労働省に対し、2022年度の最低賃金の再改定のために、直ちに中央最低賃金審議会へ諮問することを求めて要請書を提出しました。現在、最低賃金の引き上げは年1回行われていますが、「引き上げを年1回に定める」とした法令はありません。

同時に、中小企業などでは最低賃金の引き上げが大きな負担となっている例もあります。赤字企業も負担している社会保険料を賃上げに応じて軽減するなど、全ての企業が最低賃金引き上げを行える政策を実施することも重要です。

よって、中野区議会は、政府に対し、最低賃金再改定の手立てを取るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

あて

中野区議会議長名

世界平和統一家庭連合及び関連団体と政府及び政治家との関係についての  
全容解明を求める意見書（案）

世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会、以下「旧統一協会」という。）及びその関連団体と政治家との関係が次々と明らかになっています。旧統一協会は、信者の人権抑圧、靈感商法による金銭的問題や家庭崩壊を招くなど深刻な被害をもたらしてきた団体です。

政治家がこうした団体と関係を持つことは、旧統一協会に「お墨付き」を与えることになり、被害拡大の要因の一つとなっていることは明らかです。政治家と旧統一協会及び関連団体との関係について、全てを明らかにし、関係をきっぱり断つことが求められています。とりわけ政府においては、各閣僚と旧統一協会及び関連団体との関係の全容解明と関係の清算が急務です。

また、旧統一協会の名称変更を文化庁が認めた経過についての解明が必要です。旧統一協会及び関連団体と政府及び政治家との関係について、全容を明らかにし、関係を断つとともに、被害者の救済に全力を挙げる事が求められています。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めます。

記

- 1 旧統一協会及び関連団体と閣僚及び政治家との関係について、全容を解明し、関係を断つこと
- 2 旧統一協会の名称変更の経過について、全容を明らかにすること
- 3 被害者救済について、相談体制の強化など抜本的な対策を検討すること
- 4 旧統一教会への法的な対応や規制を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣       あて  
文部科学大臣  
内閣官房長官

中野区議会議長名

## 資料 2

### 議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和4年第4回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

# 別紙 1

## 議 事 日 程

令和4年(2022年)12月12日午後1時開議

### 日程第1

- 第81号議案 令和4年度中野区一般会計補正予算
- 第82号議案 令和4年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第83号議案 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第84号議案 中野区健康福祉審議会条例の一部を改正する条例
- 第85号議案 特別区道路線の認定について
- 第88号議案 指定管理者の指定について
- 第91号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第92号議案 第五中学校体育館冷暖房化等工事請負契約に係る契約金額の変更について

### 日程第2

- 第86号議案 特別区道路線の認定について

### 日程第3

- 第87号議案 特別区道路線の変更について

### 日程第4

- 第14号陳情 狭隘道路拡幅整備に関する陳情

### 日程第5

- 第16号陳情 平和の森公園草地広場に埋設された発泡スチロールブロックの燃焼性に関し、裁判所が「酸素指数26以上」と事実認定したと、建設委員会で理事者が虚偽答弁をしたことについて

### 日程第6

- 令和4年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和3年度分)の結果に関する報告書の提出について

## 別紙 2

### ○議事の順序（令和4年12月12日）

- (1) 開議
- (2) 教育委員会委員の紹介と挨拶（平本紋子さん）
- (3) 日程第1、第81号議案から第85号議案まで、第88号議案、第91号議案及び第92号議案の計8件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

- (4) 日程第2、第86号議案「特別区道路線の認定について」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

- (5) 日程第3、第87号議案「特別区道路線の変更について」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

（第81号議案が可決となった場合、本会議を休憩し、議会運営委員会を開会する。）

- ( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「生活保護基準の引き上げを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ( )

- ( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「最低賃金再改定の手立てを取るよう求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ( )

- ( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「世界平和統一家庭連合及び関連団体と政府及び政治家との関係についての全容解明を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ( )

- (6) 日程第4、第14号陳情「狭隘道路拡幅整備に関する陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）



(7) 日程第5、第16号陳情「平和の森公園草地広場に埋設された発泡スチロールブロックの燃焼性に関し、裁判所が「酸素指数26以上」と事実認定したと、建設委員会で理事者が虚偽答弁をしたことについて」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（起立）

(8) 日程第6、令和4年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）の結果に関する報告書の提出について

(9) 常任委員会の所管事務継続調査（継続調査件名表）

(10) 議会運営委員会の所管事項継続調査（継続調査件名表）

(11) 散会・閉会

## 常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 4 年第 4 回定例会

### 総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴、広報及び観光について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

### 区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

### 厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

### 建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

### 子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

第4回定例会一般質問時間一覧

参 考  
令和4年(2022年)11月29日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲民主党・無所属議員団 2時間24分	144	森 たかゆき	48		53	-5	-1
		山本 たかし	32	27	37	-10	
		杉山 司	32	22	29	-7	
		間 ひとみ	32	25	26	-1	
自由民主党議員団 2時間24分	144	加藤 たくま	45		44	1	20
		大内 しんご	33	34	25	9	
		市川 しんたろう	33	42	32	10	
		生藤 健人	33	43	23	20	
公明党議員団 2時間8分	128	白井 ひでふみ	43		41	2	7
		南 かつひこ	43	45	42	3	
		甲田 ゆり子	42	45	38	7	
日本共産党議員団 1時間36分	96	来住 和行	48		43	5	1
		小杉 一男	48	53	52	1	
無所属 16分	16	むとう 有子	16		15	1	1
無所属 16分	16	近藤 さえ子	16		16	0	0
無所属 16分	16	石坂 わたる	16		16	0	0
無所属 16分	16	渡辺 たけし	16		16	0	0
無所属 16分	16	内野 大三郎	16		13	3	3
無所属 16分	16	竹村 あきひろ	16		17	-1	-1
無所属 16分	16	立石 りお	16		15	1	1
無所属 16分	16	吉田 康一郎	16		16	0	0
合計(10時間40分)	640	21人	640		609		31

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

## 令和 4 年度

## 議会運営委員会 地方都市行政視察調査報告書（案）

## 1 訪問先及び調査事項

調査日	訪問先	調査事項
令和 4 年 1 0 月 2 5 日	宮城県石巻市議会	震災時の議会の役割及び本会議 YouTube 配信（ライブ中継）について
令和 4 年 1 0 月 2 6 日	岩手県一関市議会	議員定数の削減及び議会基本条例について

## 2 調査内容

石巻市

「震災時の議会の役割及び本会議 YouTube 配信  
（ライブ中継）について」

## (1) 石巻市の概要

石巻市は、北上川の河口に位置し、宮城県北東部地域を代表する風光明媚な都市であり、伊達藩の統治下には、水運交通の拠点に位置する「奥州最大の米の集積港」として、全国的に知られた交易都市であった。

明治時代からは、金華山沖漁場を背景に漁業のまちとして栄え、現在も、金華山沖は世界三大漁場の一つに数えられ、かつお・いわし・さばなどの水産資源の宝庫となっている。また、昭和 3 9 年に新産業都市の指定を受けてからは、石巻工業港が開港するなど、工業都市としても発展を遂げてきた。

さらに、平成元年に石巻専修大学が開学するとともに、三陸縦貫自動車道の石巻までの延伸、石巻トゥモロービジネスタウン分譲開始、石巻港の整備、平成 1 3 年 7 月 2 3 日には、石巻市が進めるマンガランド構想の中核施設となる「石ノ森萬画館」が完成した。

平成 1 7 年 4 月 1 日には石巻地域 1 市 6 町が合併し、新・石巻市とし

て新たなスタートを切った。

しかし、平成23年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖地震発生。国内観測史上最大となるマグニチュード9.0。震度6強の激しい揺れと、その後に沿岸域全域に襲来した巨大津波は、本来市民を守るべき防潮堤を破壊し、多くの人命を奪い、私たちの住まいや働く場、道路や港湾、漁港など多くの財産が失われた。死者3,178名、行方不明者422名（平成27年5月末）にのぼる未曾有の大災害となり、石巻市に深い傷跡と悲しみの記憶を残すこととなった大震災だが、震災後、国・県をはじめ、全国の企業や自治体、ボランティアの方々などによる多くの、そして心温まる支援により、改めて「生きる力」となるコミュニティの大切さを学び、市民が一丸となった復旧・再生・発展へ向けて歩みだしている。

現在の市域は554.6km<sup>2</sup>、人口は137,305人、世帯数は62,259世帯（令和4年9月現在）、予算規模は728億5,000万円（令和4年度一般会計予算）、議員定数は30人である。

## （2） 視察経過

石巻市議会委員会室において、安倍議長と阿部議員からのご挨拶をいただいた後、調査事項の「震災時の議会の役割及び本会議 YouTube 配信（ライブ中継）について」のうち、①震災時の議会の役割については、吉田議会事務局長補佐から、②本会議 YouTube 配信（ライブ中継）については、武田議会事務局主査から説明を受け、質疑応答を行った。その後、本会議場の視察を行った。

## （3） 説明内容

### ① 震災時の議会の役割について 【吉田局長補佐】

平成23年3月11日の大震災発生時には、「石巻市議会災害対応指針」「石巻市議会災害対策会議設置要綱」はともに存在していなかった。大震災の教訓を受け、1年7ヶ月をかけて平成25年10月28日にまとめ上げた。

< 当時の状況、議員の役割・行動 【阿部議員】 >

私は、当時議運委員長だった。14時46分発災、警察から大津波

警報が出ているため日和山への高台避難を誘導した。私自身は運転中に津波に見舞われ、門脇小学校屋上に避難した。

合併した内陸部の6町の議員から議運委員長に、いつ議会を開くのかという問い合わせが入るようになったが、捜索や災害対応に追われて、それどころではない状況だった。しかし、多くの議員から、「公人はしっかり全体をみないといけない。」と言われ、会派会議を開いた。

「被害状況の違いによる旧市部と合併した町との温度差」、「市の面積が広いが故の仮設住宅・復興住宅の対策の問題」などについて当時の状況を説明された。議会でも一般質問は行わず、職員には復興・職務を優先することとした。

その後、平成24年に議長となり、津波被害で共通する5市町（石巻市・東松島市・気仙沼市・女川町・南三陸町）連携で国に訴えた。

前例のない災害であり、過去のやり方では対応できず、将来性を見据えた、身の丈にあった政策を行わないといけない。

石巻では、SDGsの自治体として承認を得、スマートモビリティなど、最初の10年は脚光を浴びた。

## 《 質 疑 応 答 》

(問) 連絡体制の整備は良いと思う。災害時に議長・副議長ともに事故のあるときの対応・序列は。

(答) 要綱第4条。各会派の代表者で対応することを考えている。

(問) 石巻市対策本部との関係は。

(答) 市とも情報共有を行う。議員が地域の要望を吸い上げ、議会の対策会議でまとめあげ、市対策本部に情報提供を行う。(要綱第3条第1号)

(問) 感染症パンデミックへの対応は。

(答) コロナでも災害対策会議を設置し、市対策本部に要望した。ペーパーレスも含め、指針、要綱のアップデートも必要と考えている。

(問) 当時は指針がなかった。その時の状況は。

(答) 当時は議会事務局にとりまとめを依頼。情報を箇条書きで提供してもらった。

(問) 大変な経験をされて、指針を作成されたが、改選を経て当時の議論を知らない議員への対応は。

(答) 選挙後1週間で研修を行い周知している。

(問) 連絡体制の名簿を使った訓練は行ったか。

(答) 今年の2月に震度6の地震があり、その際に活用した。防災の日にも訓練を行っている。

## ② 本会議 YouTube 配信（ライブ中継）について 【武田主査】

平成17年4月1日に1市6町合併して新しい市制が施行された。平成18年第2回定例会から本会議、常任委員会の議会中継を開始。本庁、各総合支所、各支所のロビーや会議室のテレビでの傍聴が可能となった。平成21年第4回定例会から録画映像を市ホームページで公開し、いつでも視聴が可能となった。（開設当初動画ファイル形式はWMV。職員の編集作業が必要なため、一般質問に限っていたが、後に緊急質問も追加した。）

平成27年第2回定例会から、インターネットを利用した本会議、常任委員会のライブ中継を開始。（議場の中継にかかる申し合わせにより、議運、特別委員会の中継を見送ることになった。）

平成29年第1回定例会からは、従前のライブ中継に併せてYouTubeによるライブ中継を開始。

平成30年第2回定例会から、ライブ配信方針を変更し、YouTubeのみで配信することとし、録画映像も併せてYouTube配信に移行した。（WMVが令和2年から使用不可、当時ライブ配信も録画配信もできるのは、YouTubeのみであったため。）

ライブ配信の周知は、市ホームページのトップページにおける周知、YouTubeのチャンネル登録者へのプッシュ通知、議会だよりによる周知の方法による。

ライブ配信中は事務局職員による操作（議場カメラ2台の映像切り替え、プリセットテロップの挿入など）を行っている。ライブ配信後、

動画編集（市のサーバからダウンロードし、フリーソフトで編集してYouTubeにアップロード）を行い、可能な限り即日編集、即日配信を行っている。（開始当初は1週間ほどかかっていた。）議会だよりの各議員の一般質問記事にYouTubeに誘導するQRコードを掲載している。

また、各議員はSNSによる周知も行っている。YouTubeの視聴回数は、スマートフォンの普及などにより年々増加し、令和4年は10月20日現在約36,000回の視聴となっている。令和4年第3回定例会からは、議案審議の様子も視聴したいという市民からの要望により、本会議の録画配信を追加した。

### 《 質 疑 応 答 》

（問） 導入にあたって議会の中で、どのような申し合わせがあったのか。

（答） 平成18年当初の申し合わせでは、「発言者以外の議員の映り込みに特段の配慮は行わない」「傍聴者は撮影しない」「事務局で保管する映像記録の貸出はしない」の3点。

平成27年のインターネットライブ中継開始時には、「本会議、委員会のインターネット生中継を実施する。ただし、議会運営委員会、特別委員会については見送る」という申し合わせを行った。

（問） 市民の方からの意見を受けて改善したものはあるか。

（答） そう数は多くない。各議員のSNSへの書き込みに直接意見が寄せられている。

ラジオ石巻では、夜間録音放送を行っており、反響はある。

（問） YouTubeに予算はかかっているか。

（答） 多少の設備投資（数十万程度）を除いて無料。業者を利用せず、職員が行っているため抑えられている。

（問） 委員会の配信についての議論は。

（答） リアルタイムで放送している。現状特段の議論はない。

（問） 可能なかぎり即日編集、即日配信とあるが、職員も大変なのではないか。職員体制はどうなっているのか。増員などは行ったのか。不規則発言への対応は。



(答) 事務局職員1名で行っている。市民が興味があるのは、質問の中身であり、各議員の質問を切り取るだけであれば、それほど時間はかからない。通常 YouTube ではライブ中継中は編集ができないが、当市では、録画と配信の間にサーバを介在させている。編集するファイルはサーバから取得し、編集を行っている。6時間のライブ中継を一つのファイルで配信するのではなく、15分おきにファイルを切り替えている。これにより、即日編集、即日配信が理論的に可能となっている。そういう工夫がないと難しい。不規則発言については即日対応はできない。

## (1) 一関の概要

一関市は、東北のほぼ中心にあたり、古くから交通の要衝として栄え、岩手県南、宮城県北エリアの中核としての役割を担ってきた。一関市では、岩手県南から宮城県北に至る地域を中東北というくくりでとらえ、それぞれの地域が互いに競い合いながら圏域全体で発展していくことを目標に市政運営を進めてきた。特に県境を意識しない、同じ日常生活圏にある平泉町、宮城県栗原市、登米市、気仙沼市との広域連携を深めている。

東北や日本の未来を大きく変える可能性をもった国際プロジェクトの「国際リニアコライダー（ILC）」を総合計画の重点プロジェクトに位置づけ、次の世代を担う子供たちが夢と希望と誇りをもって活躍できる地域となるようSDGsの理念を踏まえた持続可能な地域づくりを進めている。令和3年5月には、SDGsの達成に向けて優れた取り組みを進める「SDGs未来都市」として選定されている。

変革の年、市民みんなで手を携え、幸せに満ちた明日を創りあげることを目指し、総合計画において市の将来像として掲げた「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の実現に向け確かな歩みを進めている。

現在の市域は1,256.4km<sup>2</sup>、人口は110,679人、世帯数は46,238世帯（令和4年3月31日現在）、予算規模は679億9,234万円（令和4年度一般会計予算）、議員定数は26人である。

## (2) 視察経過

一関市役所議会棟全員協議会室において、勝浦議長からご挨拶をいただいた後、議員定数の削減及び議会基本条例についての説明を受け、質疑応答を行った。その後、本会議場の視察を行った。

## (3) 説明内容

**① 議員定数の削減について 【熊谷事務局長補佐兼調査係長】**

平成17年、平成の大合併で、一関市を含む7市町村が合併した。

合併の在任特例は使っていないが、当時41人の議員定数であった。平成21年に34人。平成23年には、藤沢町を合併したことにより、37人に増加。平成25年には、藤沢町との合併特例がなくなり、それに加えて定数の削減を行い、30人としている。令和3年の改選では、さらに4人減とし、現在の26人となっている。

削減の大きな背景は2点。1点目は『人口減少』である。平成22年からの令和2年までの10年間で、約15,000人（人口の約1割）減少した。2点目は、『厳しい財政状況』である。当市の自主財源比率は3割を切っており、行政の自立性を確保することが難しい状況にある。参考に議会費を掲載しているが、平成24年から令和4年で約8,000万円削減している。

次に、決定までの経過は、平成30年4月の議会運営委員会において、議員定数の削減を議会改革項目として位置づけ、16回検討。議員全体会で3回、市民説明会を8回開催し、令和2年6月の定例会、議員発議による議員定数改正条例を賛成多数で可決し、現在の定数26人となっている。

次に、事前にいただいた質問事項への回答を説明する。

Q1 議員定数の削減による、議会機能は低下したか。

A1 議会機能を低下させないための取り組みを行った。

◆ 常任委員会の再編（4委員会から3委員会へ）

◆ 広報委員会の常任化

⇒ 広聴広報機能の強化（市民と議員の懇談会を継続実施、SNSを活用した情報発信、議会広報の見直し〈検討中〉、議会モニター制度の導入など）

◆ 議員による各種研修会等への積極的参加 ⇒ 資質の向上

◆ 通年議会の導入

Q2 市民にどのように意見を求め、どのような意見があったか。

A2 議員定数の削減も含めた議会改革についての意見交換を市内8カ所で実施。

・削減に賛成と現状維持はほぼ同数であった。

・削減する場合も市民からの意見を吸い上げる機能を低下させないでほしい。

Q3 議員定数を検討するにあたり、他自治体との比較はどこまで有効か。

A3 参考としたが、決定打となった訳ではない。(地理的状況や人口構成、合併前の地域構成などに違いがある。)

結果的に26という数字は同規模の自治体の平均値と合致し、住民への説明の根拠とはなった。

### 《 質 疑 応 答 》

(問) 広聴広報機能の強化とあるが、SNSの活用は議員個人のものか、議会としてのものか。

(答) 議員個人もSNSを活用しながら情報発信を行っている。事務局でも議会の動き、予定、結果を積極的にSNS(フェイスブック)を更新しながら情報を発信している。

(問) 議会広報の見直しの課題は。見直しにあたって市民の意見を聞くプロセスを経ているか。

(答) 内容が難しいと言われており、手に取ってもらえるものにするために、広聴広報委員会で検討している。市民と議員の懇談会でも意見をいただいている。また、昨年度から導入した議会モニターからも意見を伺いながら進めている。さらには、10月、11月に市民からアンケートをとることも進めている。

現在は事務局が担っている。SNSの活用は重要になってくる。広聴広報委員会も常任になったことにより権能が強くなり、活動が充実してきた。近隣の奥州市は地域FMを活用して発信している。

(問) 平成23年は合併で定数増、その後、37人を30人にし、26人に減らしている。議会の中でどのような議論があったのか。

(答) 平成21年には本来の形ということで34人。平成23年の藤沢町の合併時はちょっと変則的。地域のことを真剣に考えていかなければいけないということで、平成25年の30人に削減するときは、合併前の一番小さな村から1名出せるようにということで30人を導き出したが、その地域からの立候補者はなかった。その後の選挙でも立候補者が少ない状況が続き、私個人としては、専業としての議員報酬を絡めながら定数問題を議論していきたいと思っていたが、報酬とは絡められなかった。(勝浦議長)

削減することで、地域の声が反映されなくなると心配する人もいる

が、なんとか26人の議員を利用してほしいという思いでやっている。  
(佐藤議運委員長)

(問) 各種研修会への参加とあるが、個々の議員が研修会に参加するのか。議会として研修会を主催しているのか。また、具体的にどのような研修に参加しているのか。

(答) 講師を呼んで行う研修会というのは、コロナの関係もあってできていない。全国、県の議長会主催の研修などに参加している。また、通信で実施されている研修にも参加。受講した議員は復命書を作成し、全会派に内容を回覧するという約束で現在実施している。

(問) 26名の定数に対して、27名の立候補という話があった。定数を削減していなければ定数割れとなっていたかもしれない。過去の状況はどうか。

(答) 平成31年の選挙では定員30人に対して32人の立候補者。人口減少の状況にあり、選挙ごとに議論することではなく、今やらなければ、ということで4人減とした。

(問) 直近2回の投票率はどうだったか。

(答) 投票率は下がってきている(特に中心の旧一関市)。平成29年の市議会議員選挙は62.6%、令和3年が58.62%。最下位当選が1,500票、目標は2,000票くらい。

(問) 行政側へのチェック機能の低下はどうか。

SNSの活用など守備範囲が広がる中で、議員活動として負担は増えているか。

(答) 全議員を対象に議員の活動量調査(R元)を行った。町村出身に多かったチェック機能を重視する議員も、もっと積極的に議会活動をしていいのではないかと、意識が変わった。定数が減った今、再調査を行えば活動量は増えるのではないかと思う。コロナ禍で視察や会派活動などは制限されているが、議会での質問や行事への出席は増えている。26人に議員数が減ったことによってチェック機能が低下したことはないと思っている。また、通年議会を導入したことも、意識を変えるという意味では良かった。(勝浦議長)

合併当時と比べて、チェック機能が低下したという印象はもってい

ない。当時から現在も残っているのは26人中3人。人数が減ったことにより個々の自覚も高くなり、内容はずいぶん活発になった。結果として事務局としても忙しくなった。また、通年議会の実施により議会活動が行いやすくなった。(八重樫局長)

## ② 議会基本条例について 【熊谷事務局長補佐兼調査係長】

「議会基本条例」について、事前にいただいた質問事項への回答を説明する。

Q 1 議会基本条例を制定したことにより実現できた議会改革はあるか。

A 1 条文ごとに主な取り組み状況を記載している。

(例) 第4条(議員の責務及び活動原則)に対しては、  
「全議員及び常任委員会ごとに市民と議員の懇談会を開催し、市当局に対し、提言を実施した。」とあり、  
「○」の評価としている。

Q 2 議会基本条例の市民の評価はどうか。

A 2 基本条例に特化して意見を伺っていないが、基本条例をベースとして、市民と議会の懇談会(平成23年から継続実施)において意見を伺った。「懇談会の実施を評価する」との声をいただいている。

Q 3 平成19年という他の自治体より早い段階の制定となった理由はあるか。

A 3 平成19年時点では、7市町村合併間もない時期であり、議会としての在り方、考え方を整理したものであり、その後条例改正を行い、災害時の議員の役割、反問権、議会報告会、市民懇談会などの具体的な取り組みを盛り込み、現在の条例となっている。

## 《 質 疑 応 答 》

(問) 基本条例の改正は議員定数とセットで議論されてきたのか。

(答) 当時北海道の栗山町ではじめて議会基本条例が制定され、反問権が設定された、そういう時期であった。議会の中身の改革をしていきたいという議員の思いがあった。平成19年制定の基本条例は、議会の

理念などを定めたものであり、残念ながら中身に踏み込むものとはできなかった。その後一問一答方式の導入、再質問は質問席で行うなど、その都度改正を行ってきた。しかし、議員定数のために作った条例ではないので、基本条例の改正はその都度内容を充実してきたものである。

(問) 議会の議決すべき事件に関する条例では、総合計画も議決の対象とされている。議会基本条例との関係は。

(答) 基本条例のできる前から、総合計画も議決すべき事件となっていた。  
(八重樫局長)

(問) 検証の評価が「△」となっている会派間の調整だが、条例で規定すると公式の場で行うことになるのか。

(答) 会派を結成することができる規定。会派間での調整が行われることが少ないので、「△」としている。(佐藤議運委員長)

会派間の調整は改革の一つの項目だと思っている。近隣の奥州市などで行われているが、各会派が入っている常任委員会で政策討論をすることによって、これも一つの調整であり、常任委員会として意見をまとめれば、議会としての力になるのではとも思う。常任委員長が代表質問をして、各会派を超えて市に対して意見を言えるようになれば、当局も無視できなくなる。私としてはこの方向で進められないかと考えている。(勝浦議長)

(問) 反問権のところだが、導入している議会に聞くと、設定しても議会側に遠慮してあまり利用されないと聞くがどうか。

(答) 反問権は、主に質問の内容確認。その程度にとどまっている。

(問) 市民との意見交換について、議会運営委員会を中心に行っているようだが、そのやり方は。

(答) 市民と議会の懇談会はこれとは別に行っている。「議会改革に関する市民との意見交換会」は、4年前に議員定数と議会改革について市民の意見を聴こうということで、はじめて行った。議会改革の取り組みの17項目を周知していこうということで実施した。(勝浦議長)

通常行っているのは、基本条例第19条の「議会報告会」の規定に基づくもの。この意見交換会は、掲げた17項目について、議会から

報告しなければならないということで、基本条例の規定ではなく、議会運営委員会として行った。(佐藤議運委員長)

議会報告会は、当初は対面方式で行っていたが、どうしても市民から突き上げられる形になる。講師を呼んで検討したところ、現在はワールドカフェ方式(7～8人のグループ市民に議員が2人くらい入る)で行っている。グループに分かれて意見交換を行うことで良い形になっている。党派関係なく市民目線で行っている。また、議会モニターを設けたことで、様々な意見をいただきながら改革を進めていきたい。(勝浦議長)



## 令和 5 年 第 1 回定例会日程表（案）

〈会期 30日間 2月13日～3月14日〉

月	日	曜	午 前	午 後
1月	30日	月		1 議会運営委員会
	31日	火		
2月	1日	水		
	2日	木		5 請願・陳情締切
	3日	金		
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		1 議会運営委員会
	7日	火		5 一般質問通告締切
	8日	水		
	9日	木		
	10日	金		
	11日	土	（ 建 国 記 念 の 日 ）	
	12日	日		
	13日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	14日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	15日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	16日	木		
	17日	金	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	（ 予 算 検 討 日 ）	
	21日	火	10 予算特別委員会（総括質疑）	（終了後）予算特別委員会理事会
	22日	水	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	23日	木	（ 天 皇 誕 生 日 ）	
	24日	金		1 予算分科会
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月		1 予算分科会
	28日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
3月	1日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	2日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	3日	金		
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		1 常任委員会
	7日	火		1 常任委員会
	8日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	9日	木		1 特別委員会（情報特）
	10日	金		1 特別委員会（危機・感染特）
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月	（ 事 務 整 理 日 ）	
	14日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

## 資料 6

## 令和 5 年 第 2 回定例会日程表（第 1 案）

&lt;会期 18 日間 6 月 20 日～7 月 7 日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
6月	6日	火		1 議会運営委員会
	7日	水		
	8日	木		
	9日	金		5 請願・陳情締切
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月		
	13日	火		1 議会運営委員会
	14日	水		5 一般質問通告締切
	15日	木		
	16日	金		
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月		
	20日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(行政報告)
	21日	水		
	22日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	23日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	27日	火		
	28日	水		1 常任委員会
	29日	木		1 常任委員会
	30日	金		1 常任委員会
7月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 特別委員会
	4日	火		1 特別委員会
	5日	水		1 特別委員会
	6日	木	( 事 務 整 理 日 )	
	7日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

## 令和 5 年 第 2 回定例会日程表（第 2 案）

&lt;会期 20 日間 6 月 22 日～7 月 11 日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
6月	8日	木		1 議会運営委員会
	9日	金		
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月		
	13日	火		5 請願・陳情締切
	14日	水		
	15日	木		1 議会運営委員会
	16日	金		5 一般質問通告締切
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月		
	20日	火		
	21日	水		
	22日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(行政報告)
	23日	金		
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	27日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	28日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	29日	木		
	30日	金		1 常任委員会
7月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 常任委員会
	4日	火		1 常任委員会
	5日	水		1 特別委員会
	6日	木		1 特別委員会
	7日	金		1 特別委員会
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月	( 事 務 整 理 日 )	
	11日	火	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

## 生活保護基準の引き上げを求める意見書（案）

急激な物価高騰が国民の暮らしを直撃し、所得の低い人ほど深刻な影響を受けています。とりわけ生活保護を利用する人たちは2013年からの生活保護基準引き下げなどによって、苦しい生活を強いられています。東京都区部の10月の消費者物価指数は前年同月比で電気代は26.9%、都市ガス代は29.3%の上昇となり、全体では3.4%も上昇しています。

2013年からの生活保護基準引き下げについては、政府決定を違法とする司法判断が相次いでいます。10月19日の横浜地裁判決は、客観的な統計を見れば引き下げに根拠はなく、専門家の検討も経ていないと批判しました。これまでの判決と合わせ、4地裁が引き下げを違法との判断を示しました。こうした判決を受け止め、国は基準を引き上げることが求められています。

生活保護基準は、小中学生の就学援助や個人住民税の非課税限度額の算定や保育料の減免など約40の制度の基準にも連動しています。引き上げは国民のさまざまな分野で貧困対策の土台を強めることにもつながります。

激しい物価高騰が続いた1973～74年には、生活保護基準引き上げなどの特別措置が6回行われています。40年ぶりの物価高騰に見舞われている今こそ、こうした措置が検討されるべきです。

よって、中野区議会は、政府に対し、生活保護基準の引き上げを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

内閣官房長官

中野区議会議長名

世界平和統一家庭連合及び関連団体と政府及び政治家との関係についての  
全容解明を求める意見書（案）

世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会、以下「旧統一協会」という。）及びその関連団体と政治家との関係が次々と明らかになっています。旧統一協会は、信者の人権抑圧、靈感商法による金銭的問題や家庭崩壊を招くなど深刻な被害をもたらしてきた団体です。

政治家がこうした団体と関係を持つことは、旧統一協会に「お墨付き」を与えることになり、被害拡大の要因の一つとなっていることは明らかです。政治家と旧統一協会及び関連団体との関係について、全てを明らかにし、関係を断つことが求められています。とりわけ政府においては、各閣僚と旧統一協会及び関連団体との関係の全容解明と関係の清算が急務です。

また、旧統一協会の名称変更を文化庁が認めた経過についての解明が必要です。旧統一協会及び関連団体と政府及び政治家との関係について、全容を明らかにし、関係を断つとともに、被害者の救済に全力を挙げる事が求められています。よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めます。

記

- 1 旧統一協会及び関連団体と閣僚及び政治家との関係について、全容を解明し、関係を断つこと
- 2 旧統一協会の名称変更の経過について、全容を明らかにすること
- 3 被害者救済について、相談体制の強化など抜本的な対策を検討すること
- 4 旧統一協会への法的な対応や規制を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣       あて  
文部科学大臣  
内閣官房長官

中野区議会議長名